⑵　奨学援護金

奨学援護金の支給月額のうち、小学校等、中学校等及び高等学校等に係る額を次のように改定した（規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正）。

参考　奨学援護金の額

| | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| 小学校等 | 15,000円 | 16,000円 |
| 中学校等 | 20,000円 | 21,000円 |
| 高等学校等 | 19,000円 | 20,000円 |

⑶　特別援護金

通勤災害による傷病が治癒したときに一定の障害が残った職員に支給される障害特別援護金について、最も重たい障害が残存した場合（障害等級第１級の場合）の金額を915万円から845万円に改定するとともに、他の障害等級の障害特別援護金の額についても改定した（規則16―３の一部改正等）。

⑷　介護補償

介護補償の最高限度額及び最低保障額を次のように改定した（「災害補償制度の運用について」（昭和48年事務総長通知）の一部改正）。

参考　介護補償の最高限度額及び最低保障額

| | | 令和６年度 | 令和７年４月～ | 令和７年８月～ |
|---|---|---|---|---|
| 常時介護 | 最高限度額 | 177,950円 | 改定なし | 186,050円 |
| | 最低保障額 | 81,290円 | 85,490円 | 改定なし |
| 随時介護 | 最高限度額 | 88,980円 | 改定なし | 92,980円 |
| | 最低保障額 | 40,600円 | 42,700円 | 改定なし |

⑸　アフターケア

熱傷に係るアフターケアの措置の範囲並びに外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの支給対象者及び措置の範囲を拡大した（「災害補償制度の運用について」（昭和48年事務総長通知）の一部改正等）。

⑹　平均給与額の改定率等

一般職の国家公務員の給与水準の変動等に対応して、次の事項を改正した。

ア　年金たる補償に係る令和７年度の補償額の算定に用いる平均給与額の改定率等（平成２年人事院公示第８号の一部改正）

イ　年金たる補償等に係る令和７年度の平均給与額の最低限度額及び最高限度額（平成４年人事院公示第６号の一部改正）

ウ　令和７年度の遺族補償一時金等の算定における既支給額の再評価率（平成４年人事院公示第７号の一部改正）

エ　平均給与額の最低保障額（平成８年人事院公示第11号の一部改正）

２　災害補償の実施状況

人事院では、毎年、各実施機関から前年度における補償及び福祉事業の実施状況について報告を受け、その結果を人事院ホームページ上で公表している。概要は次のとおりである。

補償法は、常勤職員・非常勤職員を問わず、一般職の国家公務員に適用され、その適用対象職員数は約45.8万人（令和６年７月現在）である。

令和６年度に実施機関が公務災害又は通勤災害と認定した件数は2,206件（公務災害1,338件、通勤災害868件）で、前年度と比べ増加した。

令和６年度における補償及び福祉事業の実施件数は6,373件（補償4,316件、福祉事業2,057件）、実施金額は約50.1億円（補償約41.3億円、福祉事業約8.9億円）で、前年度と比べ、実施件数及び実施金額は減少している。

３　災害補償制度の運営

⑴　補償制度の適正な運営

実施機関は、国の機関及び行政執行法人等が指定されており、被災職員等に対し補償及び福祉事業の直接的な実施に当たっている。人事院は、実施に係る基準等を定めるほか、各実施機関における公務災害及び通勤災害の認定、障害等級の決定等について、必要に応じて協議、相談に応じている。

また、実施機関における迅速かつ適正な補償等の実施のために、実施機関の担当者等の災害補償に係る制度や認定実務に対する理解を深めることを目的として、担当官会議（令和７年４月）、災害補償実務担当者研修（基礎）（同年８月～10月）、災害補償実務担当者研修（応用）（同年11月～12月）を開催した。

⑵　年金たる補償等の支給に係る承認

各実施機関が年金たる補償又は特別給付金の支給決定を行う場合には、人事院において承認手続を通じて災害の内容や補償額等を確認している。

⑶　民間企業の法定外給付調査

毎年人事院が実施している「民間企業の勤務条件制度等調査」の中で、労働者災害補償保険法による給付以外に個々の企業が独自の給付を行ういわゆる法定外給付に関する調査を行っている。この調査の結果を基に、民間企業の法定外給付に当たる特別援護金の支給額の改定を検討している。

**第７節　監査**

人事院は、職員の給与、健康安全及び公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の適正な実施等を確保するため、給与簿監査、健康安全管理状況監査及び災害補償実施状況監査を実施しており、令和７年度においては554機関について実施した。

１　給与簿監査

職員の給与が法律、規則等に適合して行われることを確保することを目的に、給与簿の検査を行うとともに、不当事項等を発見したときには、その是正の確保を図るため、必要な指導を行う給与簿監査を毎年実施している。

令和７年度は、俸給制度及び諸手当において近年改正のあった事項に留意しつつ、職員の給与全般にわたって、476機関を対象として実施した。実施に当たっては、平成29年度から電子的手法を用いた監査を推進している。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。